

平成 22 年 3 月 30 日

平成 22 年度における公共工事の入札・契約制度について

平成 22 年度における入札・契約制度について、次のとおりお知らせします。

新規制度

○ 中間前金払制度の導入

請負事業者の工事施工に伴う資金調達の支援を目的に、契約当初に支払う前払金（請負代金額の 4 割以内）に加え、工期半ばに追加して支払う「中間前金払制度」（請負代金額の 2 割以内）を導入します。

制度見直し等

(1) 総合評価落札方式の特別簡易型における失格基準の引上げ

低価格競争対策として、総合評価落札方式（標準型、簡易型、特別簡易型）の入札案件のうち、落札者の決定基準となる評価値における技術力評価点のウェイトが小さい特別簡易型について、失格基準を引き上げます。

【現行】

「(直接工事費＋共通仮設費) × 0.8 未満」 又は 「(現場管理費＋一般管理費) × 0.6 未満」



【改正】

「(直接工事費＋共通仮設費) × 0.85 未満」 又は 「(現場管理費＋一般管理費) × 0.6 未満」

(2) 総合評価落札方式の特別簡易型における入札手続期間の短縮

事業者の負担軽減などを目的として、総合評価落札方式（標準型、簡易型、特別簡易型）の入札案件のうち特別簡易型について、技術資料の審査期間等を短縮することにより、入札手続期間を 1 週間程度短縮します。

(3) 発注者別評価点を用いたインセンティブ発注の本格実施

事業者の適正評価を目的として、平成 21 年度に試行導入した格付工種における発注者別評価点（主観点）を用いたインセンティブ発注について、本格実施とし、件数を拡大します。

試行継続

(1) 予定価格の事後公表の試行継続

予定価格事後公表については平成 20 年 12 月から試行を行っていますが、これまでのところ、最低制限価格への集中度の緩和が見られる、入札の不調発生率がやや高いなどの傾向がある一方で、落札率には大きな差が見られず、予定価格の事前公表と低価格競争との関連性が明らかになったとは言えない状況です。

このため、低価格競争との関連性について継続して検証するため、平成 22 年度は件数を増やして試行を継続するとともに、工事成績との相関関係についても分析します。

(2) 入札ボンド制度の試行継続

平成 21 年度に引き続き、入札ボンド制度の有効性を検証するため、予定価格 7,500 万円以上の入札案件に対象を拡大して試行します。

その他

○ 同種工事の施工実績及び技術者の経験の対象期間の延長

一般競争入札の入札参加条件としての同種工事の施工実績及び技術者の施工経験を過去 13 年間から 14 年間に延長します（19 年度から 1 年ずつ延長。最大 15 年間まで）。平成 22 年度は「平成 8 年 4 月 1 日以降に完成した工事」が対象となります。

【適用時期】

- ・平成 22 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う案件から適用します。
- ・その他の詳細は、個別工事の発注時の入札公告をご覧ください。

平成 22 年 4 月 1 日から、局の名称が「総務局」に変更になります。

担当：行政運営調整局契約第一課
電話 (671) 2244・2246